

えひめ発の人口減少対策に向けた提言2024

～ 実効性のある人口減少対策のための地方分権・規制改革 ～

令和6年8月
愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

ダークみきやん

はじめに

愛媛県では、令和4年10月に「えひめ人口減少対策重点戦略」を策定し、各種施策に取り組んでいますが、これらの取組みを効果的に推進し、出生数の増加、県外への流出の是正を着実に進めていくためには、国と地方が協働し、同じベクトルで人口減少対策に取り組んでいかなければなりません。

本提言は、自治体の独自性の発揮や実需につながる施策・アイデアなど、実効ある人口減少対策の具体的取組みを行っていくうえで支障となる国の関与や規制の見直し等について、「チーム愛媛」として、現場を知る立場から「人口減少対策に向けた提言」として取りまとめたものです。

本提言が、急速な人口減少に伴う様々な課題への対応の一助となるとともに、将来的に人口構造の若返りを実現させるものとなることを期待します。

令和6年8月

愛媛県行政改革・地方分権推進プロジェクトチーム



「えひめ人口減少対策重点戦略」を策定し、結婚や出産を希望する方の後押しをすることで、少子化の基調を転換し、出生数増加への道筋を開く。

えひめ人口減少対策重点戦略

【現状・分析】

- (1) 人口減少の現状
- (2) 人口減少の要因
- (3) 大きな考え方(留意点)

【対策】

- (4) 人口減少対策の方向性
- (5-1) 対策の展開
- (5-2) 仕事と育児の両立・女性活躍の現状
- (5-3) 雇用を提供する企業・事業者への期待
- (5-4) 変革と成長への支援
- (5-5) 環境づくり
- (5-6) 学生等に対する情報発信・支援の強化
- (5-7) 市町との連携事業
- (6) まとめ

真の地方分権の推進について

地方分権のあるべき姿



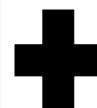
地方が十分な権限・財源を得たうえで、
自主・自立の覚悟をもって地域に即した施策を展開



上記の実現のために

引き続き、国には、以下を要望

- 国と地方の役割分担の明確化
- 地方への権限・財源の大胆な移譲
- 更なる地方の裁量・自由度の拡大



我々、地方側も、
権限・財源を自らの裁量で効果的に活用できる実力を備えることが必要

国と地方で協力し、真の地方分権の推進を

《改正地方自治法における国の補充的な指示権について》

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が、令和6年6月26日に公布されました。

本改正では、「国の補充的な指示権」が規定されています。

「国の補充的な指示権」は、個々の法律では想定し得ない、都道府県域を越えた対応が求められる国家的リスクに対し、迅速に国民の生命・財産を保護するための最後の砦となる規定と考えておりますが、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、地方の意見を十分に踏まえた制度運用となることを求めます。

えひめ発の人口減少対策に向けた提言 項目一覧

提言 1	人口減少対策の抜本的強化	P4
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国全体で総力を挙げて対策に取り組むこと</u> ・ <u>地域の実情に応じた継続的な取組に対する支援の拡充</u> 	
提言 2	少子化対策・子育て支援の充実	P5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による<u>一律の経済的支援制度・医療費助成制度の拡充</u> ・ 県と市町が連携して少子化対策に取り組む場合の<u>補助率の嵩上げ</u>や<u>地方単独事業への包括的な財政支援措置</u> 	
提言 3	女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する取組の充実強化	P6
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する<u>企業等への支援の充実</u> ・ <u>男女間賃金格差の是正に向けた取組の強化</u> 	
提言 4	企業版関係人口の創出・拡大に向けた支援	P7
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業合宿型ワーケーションに取り組む地方と企業との<u>マッチング支援の強化</u> ・ 地域活性化起業人制度における派遣元企業の拡大による地方が取り組む<u>企業人材確保に向けた支援強化</u> 	
提言 5	若年者の地元就職・定着の促進に向けた取組に対する支援	P8
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者の地元就職・定着の促進等に資する<u>地方公共団体の独自の取組に対する新たな交付金の創設などの財政支援</u> 	

提言

- ◆ 人口減少の基調を転換させるため、国全体で総力を挙げて対策に取り組むとともに、地域の実情に応じた継続的な取組に対しても支援を拡充すること。

現状

- 本県の人口は1985年の1,529,983人をピークとして、近年、急速に減少が進んでおり2024年5月時点で1,280,384人（県推計人口）となっている。特に、出生数に関しては、1975年に合計特殊出生率が人口置換水準を下回り、その後回復していないこともあり、1973年をピークとして減少傾向が続いている。その結果、2023年には、6,950人（厚生労働省「人口動態調査」（概数））となっている。
- また、1954年以降、一貫して転出超過が続き、2023年は、4,125人（総務省「住民基本台帳人口移動報告」（日本人のみ））となっている。とりわけ、近年は20～24歳の流出が増加傾向にあり、少子化・人口減少を招く大きな要因となっている。
- 人口減少は労働力人口の減少、消費の減少などにより地域経済の規模縮小を招くとともに、将来の社会機能の維持にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。早急に抜本的な対策を行わなければ、地域社会の崩壊、ひいては、我が国の社会経済システムの崩壊につながりかねない。人口減少はもはや地方だけの問題ではなく、人口減少の基調を転換させるため、国全体で総力を挙げて対策に取り組んでいく必要がある。
- また、人口減少には、様々な社会的、経済的要因が複雑に絡んでおり、「これさえすれば解決できる」という即効薬はない。結婚・出産・子育て支援から、若い世代の雇用環境の改善、仕事と家庭の両立支援、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進など多面的かつ息の長い取組が必要であり、新たな対策はもとより、地域の実情に応じた継続的な取組に対しても支援の拡充が望まれる。

効果

- 人口減少が進む中でも、出生数の前年比増加を図ることで、将来的な人口構造の若返りが実現され、一定程度の人口規模が確保される。

提言

- ◆ 結婚や子育てにおける経済的負担の一層の軽減を図るため、国による一律の経済的支援制度・医療費助成制度を拡充すること。
- ◆ 出会いや結婚、出産しやすい環境や安心して子育てができる環境を整備するため、県と市町が連携して少子化対策に取り組む場合に、補助率の嵩上げや、地方単独事業への包括的な財政支援措置を講じること。

現状

- 国立社会保障・人口問題研究所がまとめた第16回出生動向基本調査（令和3年）によると、18歳～34歳の独身男性が結婚しない理由として、4人～5人に1人が「結婚資金が足りないから」と回答しているほか、夫婦が理想の数の子どもを持たない理由として「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」との回答が52.6%となるなど、経済的な負担の解消が進まないことが少子化の要因の一つとなっており、結婚・出産しやすい環境や安心して子育てができる環境の整備が急務である。
- 国では、令和5年12月に策定した「こども未来戦略」や「こども大綱」において、「経済的支援の強化」や「すべての子どもと子育て世帯の支援の拡大」、「共働き・共育ての推進」など、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組むことを示しているが、長引く物価高騰の影響で実質賃金の減少が続く中、結婚から出産・子育ての経済的負担の解消を図るうえでは、少子化対策としてより実効性の高い支援が望まれる。
- 各地方公共団体が結婚や子育てにおける経済的負担を軽減するための現金支給や医療費助成を行った場合、自治体間の過当競争となり、都市部と地方との格差拡大につながる懸念されることから、国による一律の経済的支援制度の拡充が望ましい。
- 結婚、出産、子育てに関する国の補助事業は多数用意されており、複数の事業を一体的に取り組むことで一層の効果が期待できるものの、財政力の弱い地方では十分実施できないことから、県・市町が連携して行う事業については、結婚新生活支援事業のように補助率の嵩上げを図るとともに、県・市町が連携して計画を作成し実施する地方単独事業についても財源措置を行うなど、国による包括的な支援が必要である。

効果

- 結婚や出産、子育てにおける経済的な不安を解消し、結婚したい人が結婚でき、子どもを産みたい人が理想の人数の子どもを産める環境づくりにつながる。
- 各地方公共団体においては、地域の実情や個人のニーズに沿った現物サービスによる支援の充実を図ることができる。

提言

- ◆ 女性活躍・仕事と家庭の両立推進に向けた取組を行う企業等への支援策のほか、常時雇用する労働者100人以下の企業等における一般事業主行動計画の策定支援、計画に定める目標達成に向けた取組支援等を充実させること。
- ◆ 常時雇用する労働者301人以上の事業主に公表が義務付けられている「男女の賃金の差異」について、義務付けの対象となる事業主を拡大するほか、より詳細なデータの公表や企業における取組推進のための支援など、格差是正に向けた制度の運用拡充を図ること。

現状

- 本県では、人口の減少と高齢化が加速しており、将来的な人口構造の若返り、出生数の反転増加を目指す中、若年世代（特に女性）の転出超過の解消、婚姻件数の増加が重要となっている。
- 若年女性の転出超過解消のためには、県内で雇用の場を提供する全ての企業・事業者自らが問題意識を持って変革に取り組み、男女問わず選択されるよう成長することが望まれる。企業・事業者と行政が協働し、女性活躍を推進するとともに、仕事と家庭の両立支援を行うことがより一層求められている。また、女性の賃金は男性の約8割にとどまり、諸外国と比較しても大きな格差が存在しており、これが女性の就労や技能形成・キャリア形成を阻害し、性別役割分担意識を固定化する要因ともなり得ることから、格差の是正に向けた取組の強化が必要である。

効果

- 女性が就業継続でき、活躍できる魅力的な事業所が増加することで、女性活躍が促進され、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過の解消につながる。

提言 4

企業版関係人口の創出・拡大に向けた支援

【総務省・内閣府】

提言

- ◆ 人口減少下においても地域活力が維持できるよう、地方と企業との共創関係の深化につながる関係人口の創出・拡大に向けた仕組みづくりを推進すること。
 - ・ 企業合宿型ワーケーションに取り組む地方と企業とのマッチング支援の強化
 - ・ 地域活性化起業人制度における派遣元企業の拡大による地方が取り組む企業人材確保に向けた支援強化

現状

- 三大都市圏以外では、人口減少と少子高齢化に歯止めがかからず、将来的な経済規模の縮小や地域活力の低下を招く深刻な事態を回避する対策を講じていくことは、地方にとって喫緊の課題。
- 本県では、人口減少対策として移住施策を年々強化しており、県外からの移住者数は平成27年度以降、毎年度過去最高を更新し、令和5年度は7,254人を記録。
- 一方で、令和6年1月に公表された令和5年の住民基本台帳人口移動報告では、コロナ前の令和元年以来4年ぶりに4千人を超える4,125人の転出超過という状況であり、人口流入対策以外の新たな地域活性化対策が必要。
- 都市部と地域が継続的に多様な形で関わる「関係人口」は、地域のファン獲得につながり、地方への人の流れを創出するとともに、大都市圏企業が有するノウハウや知見の地方への還流につながり、転出超過による人口減少下においても地域活性化を図ることができる有効な手段。

効果

- 大都市圏の企業と地方との関係深化で、企業活力の地方還流が促進され、新たな地域共創を生み出し、人口減少下での地域活性化につながる。

提言 5

若年者の地元就職・定着の促進に向けた取組に対する支援

【内閣府、文部科学省】

提言

- ◆ 若年者の地元就職・定着の促進等に資する地方公共団体の独自の取組に対する新たな交付金の創設など財政支援を行うこと。

現状

- 本県では、若年者の地元就職・定着の促進につなげるため、令和元年度から、県内全ての中学生が5日間の職場体験学習に取り組み、地元産業や企業等の特長を認識し、地元で働く魅力を実感することを目的とした事業を展開している。また、令和5年度からは、小学6年生が広く県内の産業を知る学習や、高校生を対象とした地域社会と連携しながら地域課題の解決を図る体験的な活動の実践に取り組んでいる。（職場体験学習においては、受入企業等のデータベースを公開し、学校と受入企業等のマッチングを支援するほか、参加生徒の賠償責任保険加入などを行っている。）
- これら事業の実施にあたり、従来から活用している国の地方創生推進交付金やデジタル田園都市国家構想交付金は、若年者の地元就職・定着の促進等を直接的に対象としたものではなく、施策パッケージへの位置づけが必要となるが、交付申請要件の自由度が低く、地域の実情に配慮されていないほか、全国の応募状況にも左右されるなど財源が保証されているものではない。人口減少に歯止めがかからない中、地域の実情を踏まえ、地方公共団体が独自に取り組む若年者の地元就職・定着を強力に後押しする支援制度の創設などが求められている。

効果

- 子供たちが、地域産業や企業の特長を認識し、地域で働くことの魅力を実感することで、県内の企業等に誇りを持ち、県内で働きたいという意欲を喚起し、将来的な地元就職・定着につながる。
- 地域に愛着を持ち、地域社会で主体的に活躍できる人材の育成につながる。